

糸田町における特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表(女性活躍推進法第19条第6項及び第21条関係)

1. 職業生活に関する機会の提供に関する実績

(1)採用した職員に占める女性職員の割合

	一般職	会計年度任用職員	全体
令和8年4月1日採用	100.0%	82.3%	83.1%

(2)職員に占める女性職員の割合

	一般職	会計年度任用職員	全体
令和8年4月1日現在	56.1%	82.3%	67.0%

(3)管理職に占める女性職員の割合、各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

令和8年4月1日現在	課長相当	課長補佐相当	係長相当
一般職	33.3%	53.8%	33.3%

(4)令和7年度における職員の給与の男女の差異

①全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.7%
全職員	86.7%

②「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 糸田町における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、糸田町職員の給与に関する条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば同一の額となっている。

①役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	98.1%
課長補佐相当職	105.0%
係長相当職	109.2%

②勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	116.9%
31～35年	95.5%
26～30年	93.6%
21～25年	92.7%
16～20年	103.0%
11～15年	99.6%
6～10年	100.1%
1～5年	97.0%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員の差異の要因は、保育士や講師など、比較的給料が高い職種に女性が任用されていることが考えられる。
 ・全職員の差異の要因は、会計年度任用職員の割合が男性よりも高いことが考えられる。
 ・役職段階別の差異の要因は、女性が男性よりも経験年数が長いことが考えられる。
 ・勤続年数の差異の要因は、男性が女性よりも上位の役職に就任していることが多いことが考えられる。

2. 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(1)男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

	男性	女性	全体
令和7年度	100.0%	100.0%	100.0%
育児休業取得対象者	2人	3人	5人
1月以下	2人		2人
1月超～6月以下			0人
6月超～1年以下		3人	3人
1年超～2年以下			0人

(2)男性の配偶者出産休暇(2日)及び育児参加のための休暇(5日)の取得状況

	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇	対象者
令和7年度	2人	0人	2人

(3)超過勤務の状況(4月～3月の月平均時間数)

	月平均超過勤務時間数
令和7年度	7.4時間

(4)年次休暇等の取得状況(1月～12月の年間取得日数)

	年間平均取得日数
令和7年	11.8日